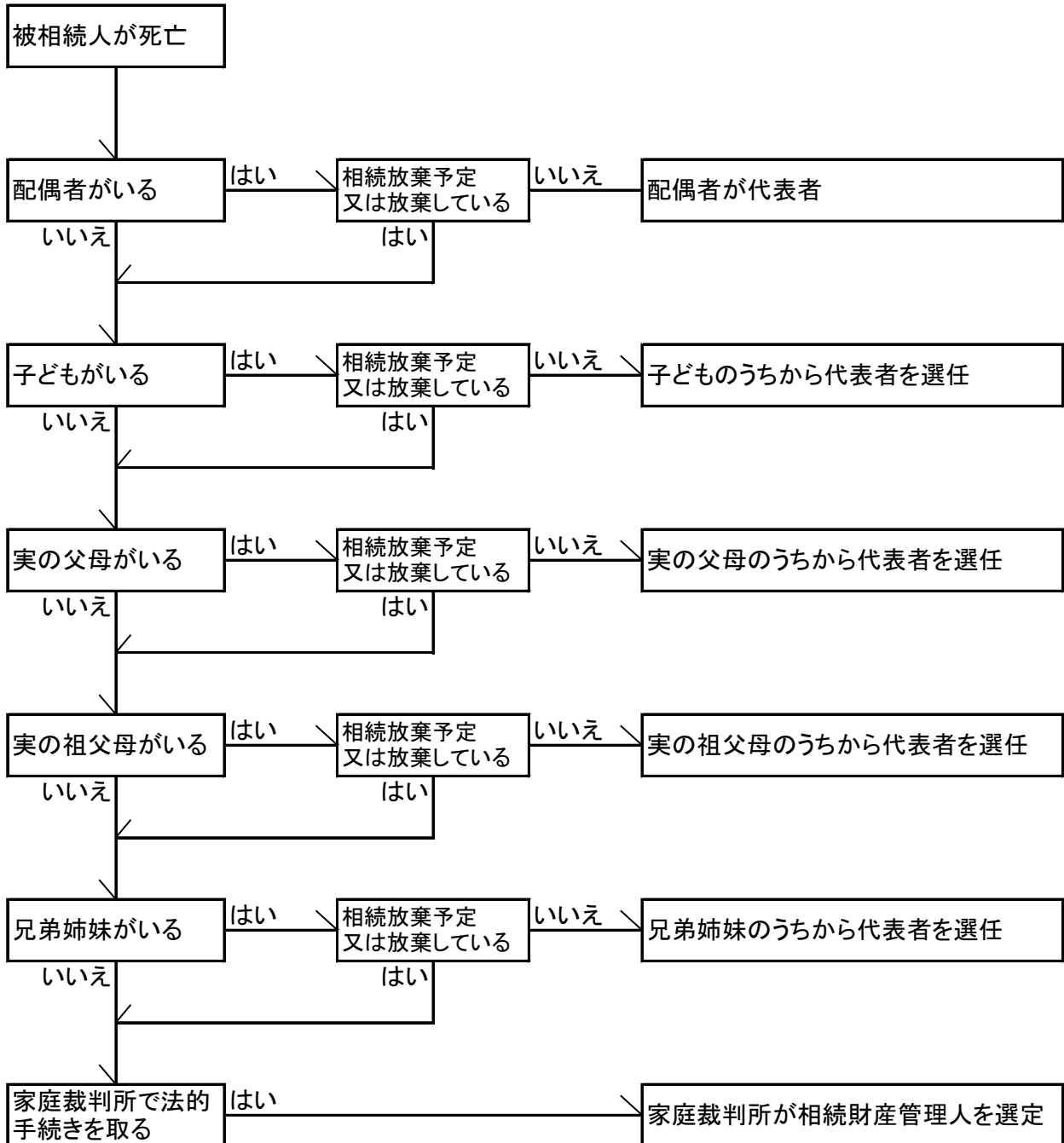


相続人代表者選任フロー



選任にあたって

- ・ 納税義務者が死亡した時点で考えてください
- ・ 続柄は被相続人との関係を記載しています
- ・ 想定される最小の範囲で考えていますので、これを超える方もあります
- ・ 孫や非嫡出子や半血兄弟等は考慮しておりません